

強制更生手術実施の手段について

(昭和24年1011日法務府法意一第カ624号)
(更生省公報犯其刑長より法制見解一局長回答)

型皆一更生保護法第10条の規定による強制更生手術は、本人の意志に反しても、これを実施することができ、この場合身体拘束、麻酔薬施用等の手段を用いることは、真に止むを得ない事情のある場合に限り且つ必要の最小限度に止めなければならない。

1 問題

(1) 更生保護法第10条の規定により強制更生手術を行なうに当って、手術を受ける者がこれを拒否した場合においても、その意志に反して、あくまで手術を強行することができるか。

(2) 右の場合、強制の方法として、身体拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段により事実上拒否不能の状態を作ることで許されるか。

2 意見

(1) 更生保護法は、更生手術を行なうべき場合と二種に分ち、一方においては、手術を受ける者並びにその配偶者の同意を要するもの、すなわち任意の更生手術を行な

○
ということではできない(憲法サ十三条、サ十三条参照)。その手術の実施に関する規定に於ては、医師の申請により、優生手術を行なうことが適当である旨の都道府県優生保護審査会の決定がなければ、これを行なうことはできない(サ九条)。しかも、この決定に異議があるときは、中央優生保護審査会に対して、その再審査を申請することができ(サ六条)ばかりでなく、その再審査に基づく決定に対しては、さらに訴を提起し判決を求めることもできるようになつてゐる(サ九条)のであつて、その手術はきつめて慎重であり、人権の保障について法は十分の配慮をしてゐるべきである。従つて、かような手術を経るなお、優生手術を行なうことが適当であると認められた者に対して、この手術を行なうことは、真に公益上必要のあるものというべく、加うるに、優生手術は一般に容易であり格別危険を伴うものではないのであるから、前示のような方法により、手術を受ける者の意志に反してこれを実施すること、なんら憲法の保障と扞切るもの、ということではできない。

○
い得べき場合を認め(サ三条)、他方においては、なんらこの種
の同意を要件としなかつ、すなわち強制優生手術を行ない得べき場合を認めてゐるが(サ四条)後者の場合には手術を受ける本人の同意を要件としてゐないことから見れば、当然に本人の意志に反しても、手術を行なうことができるものと解しなればならない。従つて、本人が手術を受けることを拒否した場合においても、手術を強行することができるとものと解しなればならない。

(2) 右の場合に許される強制の方法は、手術の実施に際し必要なる最小限度であるべきはいうまでもないことであるから、なるべく有形力の行使は憚るべきであつて、それと具体的な場合に於て、真に必要やむを得ない限度において身体拘束、麻酔等施用又は欺罔等の手段を用いることを許される場合があるものと解すべきである。

(3) 以上の解釈が基本的人権の制限を伴うものであることは、うまでもないが、そもそも優生保護法自体に「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」といふ公益上の目的が掲げられてゐる(サ一条)上に、強制優生手術を行なうには、医師により「公益上必要である」と認められることも前提とするものである(サ四条)から決して憲法の精神に背くものである

質 疑

○精神衛生鑑定医と優生保護法との関係について

昭和二十五年十二月十五日 衛生省 衛生局 第四四号

問

- 一 精神衛生法第十八条に規定する精神衛生鑑定医は、唯同法施行のみ適用し優生保護法に対する適用如何
- 二 精神障害者又はその疑のある者が優生保護法第四条の規定による強制優生手術を実施される場合の医師の診断の結果は唯医師と規定してありますが、本件については精神衛生法に規定された精神衛生鑑定医の診察の結果が適当と思われませんが、この点如何。

答

- 一 精神衛生鑑定医としての職務の範囲は、精神衛生法に規定されている事項に限定さるべきである。但し、一般医師としての資格において優生保護法の規定により任意の優生手術を実施し又は強制優生手術の審査の申請を行ふ等はさしつかえない。なお、都道府県優生保護審査会の委員を精神科の医師から任命するときは、精神衛生鑑定医の中から選考することが適当と思われる。
- 二 精神衛生鑑定医に対し、優生保護法第四条に規定する申請を積極的に行ふより指導することは望ましいが同条において審査の申

請を一般医師の義務としているのは、懸念な遺伝性疾患患者をなるべく多く発見しようとするものであるから、これを精神衛生鑑定医だけに限定することは適当でないと考えらる。

(優生手術の審査)

第五条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同条に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行ふことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

2 都道府県優生保護審査会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行ふべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

一・二項：一部改正(昭和二十四年五月法律一五四号)

【参照条文】 優生手術を受くべき者 本法四、審査に関する意見の申述 本法八

省 令

(審査を要件とする優生手術の決定及び通知)

第三条 法第五条第一項の規定による決定は、申請を受理した日から三十日以内にしなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第三号(一)による決定通知書によらなければならない。

3 法第五条第二項の規定による通知は、別記様式第四号による指

定通知書によらなければならない。

二項：一部改正(昭和二十七年一月法律四七号)

別記様式第三号(一) (第三条関係)

優生手術適否決定通知書	
優生手術を受くべき者の住所、氏名、年齢及び性別	
右の者については、優生保護法第五条第一項の規定により審査の結果次のとおり決定したので通知する。	

三九公第四六二八号

昭和二十九年五月十五日

福岡県衛生部長 川上六

厚生省公衆衛生局長殿

優生保護法の質疑照会について

優生保護法施行について尤記の点について疑義があるのてお返答お願

いべく照会する

記

一、法第十三条該当者の申請があった場合法第十三条に基き県優生保

護審査会は「本人が精神病又は精神薄弱に罹つてゐるか及び優生手術を行ふかとか本人保護のため必要であるかとかを審査の上適否を決定するよう規定されてゐるが本人が男子の場合には優生手術を実施することが眞に本人保護であると考へられる場合が考へられるので「本人保護のため優生手術を必要とする」具體的事項にソレ意見承りたい

本県における事例は精神薄弱に罹患し保護義務者の同意のある未成年の男子であるが、継母、字友等に猥褻の行爲があり公益上必要とは考へられるも以上の行爲のみで本人保護とは確證が乏しい状況である

発公衛才四六七号

昭和二十九年六月二十二日

鳥取県 衛生部 長

徳島県

厚生省公衆衛生局
庶務課 長 殿

精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の
解釈について

目下本県に於きましては、人権侵害として精神薄弱者の去勢手術（睾丸適出）の問題が取り上げられていて法務局においては審査の申請をしていないので、優生保護法第二十八条違反だとして事件を進展中でありますが、県当局としましては上記解釈により保護法の罰則は適用されないものと思考していますが、これについて至急御指示下さるようお願いいたします。

通函事件の内容につき別紙の通りその概要を同封します。
記

一 睾丸適出は優生保護法の手術方法でないこと従つて審査を申請されねども取り扱うことが出来ない。

二 本手術は法第二十八条の生殖を不能とする目的以外の精神病の治療として手術しているので法には低触しない。

尚、法務局はこの解釈に対し、目的はそうであつても事実上生殖不能にしているのであるから、法に低触していると見ているが県では次の如くこれを解釈している。

三 右の如き理由とするならば精神科以外の疾病のため睾丸や、子宮、卵巣等を除去した際も法に低触することになるが如何

事件内容の概況

一 筆丸通出の手術月日

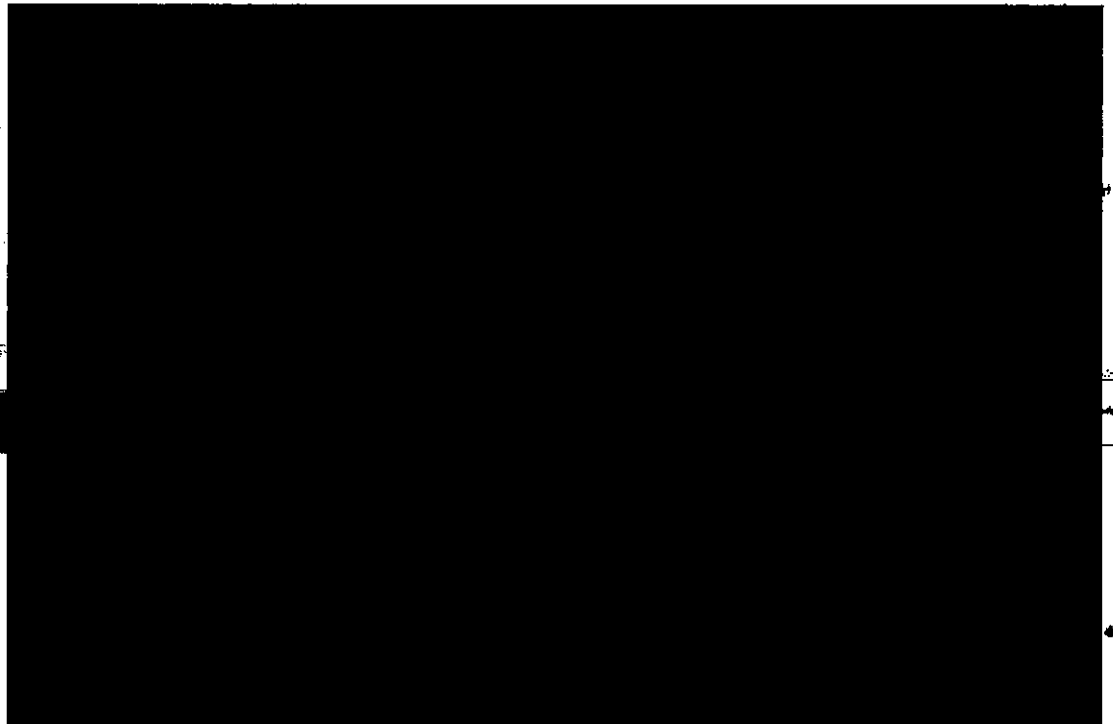
昭和 年 月

二 被手術者の年令 当時 年

三 手術場所及医師

病院 精神科医師

四 概況



癸公紀廿四七号

昭和九年六月二十四日

島取果紀生部止反



厚生省公血紀生部

庶務課止反

弘教

精神障害者の去勢力問題について

本月二十日癸公紀第廿七号で「精神障害者の去勢力
手術に係る慢生保護法の解釈」について、昭和九年六月の
であります。この去勢力問題については、同封の取扱、新聞

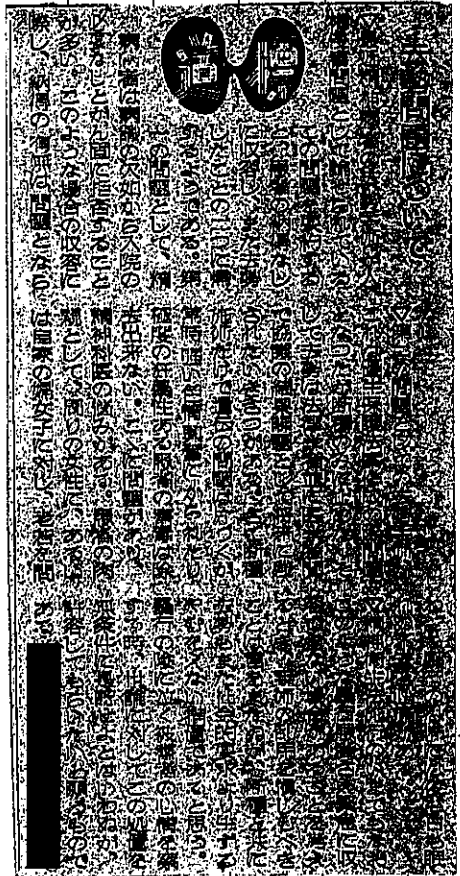
記事

掲載のこころ

氏かその見解を、新聞明記してありますので、御参考とら

ていただきます。





衛庶第四十八号

昭和二十九年七月二十六日

厚生省公衆衛生局庶務課長

福岡縣衛生部長殿

優生保護法の疑義について(回答)

昭和二十九年五月十五日公サ四六二一号で貴縣衛生

厚生省

部長から照会のあった標記について、左記の通り回答する。

記

優生保護法第十三条の規定による本人の保護は、主として女子の妊娠について考えられる身体的保護のみならず、社会生活を営む面における保護も併せ考慮されなければならない。本人が精神薄弱等の精神的

欠陥を有するが故に通常人と等しい経済生活を行
得ない場合に、子供をもうけることは、たゞ／＼経済生活上の不
利益が加重するものといふべく、又その本人の保護者の立場
からする保護も充分を期し難くなる場合が考えられる。こ
のような場合には、本人に優生手術を実施するのは、本人
の保護のために必要であると思料される。従つて、優生手術
の要件たる本人保護の必要性は單に女子についてのみ
ならず男子についても認められるといつてゐる。

— 厚生省 —

衛庶第百七号

昭和二十九年九月二十八日

厚生省公衆衛生局庶務課長

鳥取縣衛生部長殿

精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の解釈について
昭和二十九年六月二十二日公衛四六七号で照会のあった標記について、
左記の通り回答する。

記

一、設問一については、審査の適否の決定はできないのであるが、二に述べる

厚生省

実を考慮して適当な指導を行われた。

二、設問二については、法第三十八条は、およそ生殖を不能にする手術を法に規定する術式及び手続によらずに行うことを禁止しているものである。従って本人が治療を目的としているということで法に抵触しないといふことはきない。

しかしながらその手術が正当な理由がある場合には「故あり」としてその違法性が阻却される。この場合正当な理由となるのは、一、医学的にその種の治療として当該手術が効果的であり、かつ通例認められている場合又は緊急を避難行為として行う手術に限られると解すべきものと考へられる。従って本件の場合が二り何れの場合に該当すると認められるものでなければ、本条違反に該当するものと解せざるを得ない。

三、設問三については、二に従い正当な理由がある場合には、法に違反しないのである。

及元公紀茅にさそり

昭和三十九年九月二十四日

鳥取県取県紀生部

鳥取県 衛生課

厚生省公血紀生部

庶務課 課長 殿

精神障害者の権利を保障する法律

違反法の解釈について

前標のことは、昭和三十九年六月十日付で

昭和三十九年六月十日付で、昭和三十九年六月十日付で

昭和三十九年六月十日付で、昭和三十九年六月十日付で

昭和三十九年六月十日付で、昭和三十九年六月十日付で

昭和三十九年六月十日付で、昭和三十九年六月十日付で

22
い
く
15
依
頼
—
y
す
の

二九保健第一五一八号

昭和二十九年十二月三日

神奈川県 衛生 部

厚生省公衆衛生局長 殿

優生手術施行について

優生保護法第二十八条の規定運用については、昭和二十八年六月十二日付厚生省発衛第一五〇号事務次官通知によるが、左記の場合
は本法に抵触するや否や貴官の御指示を願いたい。

記

本人が

今後共早急の危険が抱かれるので

神奈川県

両側あるいは一側の睾丸摘出の如き処置をする

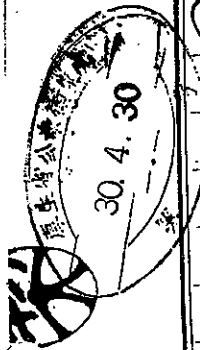
(心)

昭和十五年四月廿一日

群馬県衛生部 長 官 兼 県 長

厚生省公衛局長様 敬啓

精神障害者の隔離施設に対する優待手
続費の支拂に付照會
昭和十五年九月及び十二月の規定により優待手
続を行つたの趣旨に照する審査も同優待
施設に照會會に申請し、今年九月別紙の場
の通り決定をせ、今年十二月別紙の場
の理由書により審査に付し、除害手続を
行ひ、昭和十五年二月十四日優待手続費の



諸君が、あるが、除算術は、他行規則、為、條の、
定による術式であるのに、部、年、術、に、対、する、優、生、手、
術、安、整、の、支、拂、は、固、定、な、し、用、の、者、に、居、
る、か、に、よ、り、に、互、に、各、の、指、下、に、る、材、に、依、
り、て、ある。

優生手術安整費申請書

[Redacted]

但し優生保護法第1條に基き別紙
の手順優生手術を実施した所要経費の前
記の表に交付願ひを申請いたします。

[Redacted]

医師 [Redacted] 診療所
[Redacted]

群馬県知事 北野重雄 殿

專



199

理 由 如 下

五國幣制之統一

X

福

156



244

Garvie

優生手術實施医師指定通知書

優生手術受診者
者の氏名
生年月日性別

[Redacted]

右の者は、優生手術を行へば医師その他の
より指定したる者で通知する。

[Redacted]

群馬県優生手術推進委員会

[Redacted]

股

優生手術適否決定通知書



優生手術適否決定通知書	
優生手術受ける者の住所氏名 年齢及び性別	
右の者については優生保護法第五条の規定により、審判の結果右の通り決定したので通知する。	
群馬県優生保護審判委員会	
殿	

調査の結果、優生手術を行つてゐる
患者と認めらる。

新 聞 詳 見

健康診断書	
患者氏名	
生年月日	
性別	
病名	
発病後の経過	
現在の症状	
右の通り診断する。	
医師	診療所

30. 6. 14

(公役)

昭和三十年六月九日

群馬縣衛生部長

群馬縣
衛生部

厚生省公衆衛生局庶務課長殿

精神障害者の除罪術に対する優生手術委
託費の支拂について

昭和三十年四月二十八日付で照會をいたしました標記
のことについて申請者
は法務省により申請
して居りますが、早優生保護審査會において法
務省が優生手術を実施することを許
可していただくのを念のため申し添えます。

衛生部第二十二号

昭和三十年七月四日

厚生省公衆衛生局長事務部長

群馬県衛生部長 殿

精神障害者の除名手続に関する件

昭和三十年四月二十八日昭公の件にて、医師は優生保護法第二十
二条木の申請を行い、優生保護審査会において該第四条該当として
決定せしむることであるが、該第四条該当者は、強制的に優生手続が
行われるもの、申請、決定及び再審査等につき特に~~厳格な~~手続が規定
されてゐるのである。一、やむを得ない事情を以て之は許される。
したがって本件の場合、優生保護審査会において遺児への調査、本人の
再診断等に特に慎重な態度がとられたことは明かである。その結果、該
第四条に該当するに認められぬ場合は、直ちに医師の申請が撤回され
に基く様式により再提出せしむる等、優生保護法第二十の条において
概のちいふに注意せらるゝ。

なれども、是れ利権を擧げ費用に用ひたるは、たゞのちのち手続に誤りなく

目つて、此手続を行つて、たゞのちのち手続に誤りなく、たゞのちのち手続に誤りなく、

作られたる費用を返せぬといふ事は、たゞのちのち手続に誤りなく、たゞのちのち手続に誤りなく、

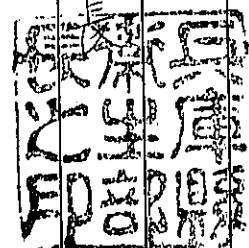
ともし、諸君の、此手続の、推定を、たゞのちのち手続に誤りなく、たゞのちのち手続に誤りなく、

厚 生 省

兵結中四三九二号

昭和三十年十二月六日

兵庫県衛生部



厚生省公衆衛生局 庶務課長殿

30.12.13

優生保護法運営に関する疑義について

優生保護法第四条に依る申請のうち、被申請者が精神分裂病と診断されるときは、調査の結果、尊属の遺伝歴がはっきりしていない場合に於ても遺伝する恐れあるものとして、審査会は優生手術を行うことを適としてよろしいか、御回答をお願いいたします。

兵庫県

兵結才似四九七号

昭和三十年十二月二十四日

厚生省公衆衛生局 庶務課長殿

兵庫県衛生部



優生保護法運営上の疑義について

法ヲ四条に依る申請のうち、被申請者に関する遺伝性が調査の結果認められない場合で、その申請が法ヲ十二条の申請とすれば優生手術を行うことが適と認められる場合、審査会は、法ヲ四条の申請書のまゝ、法ヲ十二条適として取扱ふもよろしいか。或は法ヲ四条の申請に対して、審査会は、優生手術を行うことを否とし、法ヲ十二条に依り再申請をさせらるゝで再審査すべきかについて御回答をお願いします。

衛 庶 第 一 〇 号

昭和三十一年一月二十日

厚生省公衆衛生局庶務課長

兵庫県衛生部長 殿

優生保護法運営上の疑義について

昭和三十一年十二月二十四日照会の標記については、審査会の審査の結果本法第四条に該当しないこと認められた場合は、第四条による優生手術を行うことも否とする決定を行い、改めて本法第十二条により再申請をさせるよう求めたい。

衛康第十八号

昭和三十一年一月二十八日

厚生省公衆衛生局庶務課長

兵庫県衛生部長 殿

優生保護法運営に関する疑義について

昭和三十一年十二月六日兵衛第四三九号照会の標記について左記のとおり回答する。

記

＝ 厚 生 省

法第五条による適とする決定は、相手方の同意を得ることなく手術を行うものであり、一か三水が認められる所は、悪質遺伝の防止のために公益上必要があることによるものであるから、決定にあつては遺伝の可能性について充分の確信が得られなければならない。

二かために医師の申請について特に遺伝の調査書を提出するよう定められているのである。したがって、審査令においては当該調査書によって遺伝が明らかでない場合は、極力牛をついてその遺伝を明らかにする等により遺伝のおそれありと判定が得られなければ、適とする決定は行つてはならないと考える。



（甲）

三一衛第ニ四八号

昭和三十一年八月十六日

厚生省公衆衛生局長殿

岩手県知事 阿部 千一

優生保護審査会における審査に関する疑義について（照会）
 標記について、左記の二点に疑義を生じたので、至急御回答
 煩わしたく照会する。

記

今般右病院長から優生保護法第四条に基く、審査を要件とす
 る優生手術の申請が本県優生保護審査会あて提出されたが、
 第三国についても、生活保護法の取扱いと同様に、優生保護
 法による優生手術の審査並びに手術の対象としてよいものか

どうか。

なお、被申請者については、

「本県優生保護審査会において、医師会代表の委員（婦人科医）から「女性の不妊症は二〇％の割合で存在するので、婦人に対する審査を要件とする優生手術は、受胎能力の有無について確認の上行うべきではないか。」との質問があつたか、これに対し県は、右診断に要する行政費が計上されていないこと。並びに外診で受胎出来ないと判断されるものを除いては一応受胎能力があるものとして審査並びに手術の対象とするという意見であるが、貴局の御見解はどうか。」

昭和三十一年八月十六日 三一衛第一二四八号で照

会の標記について、左記のとおり回答する。

記

一 該第三国人に係る^{優生料}申請が法第四条の要件を具備している限り、優生保護審査会の審査の結果とし、並にその結果に基づき優生干渉を行う。

ことは差し支えない。ただし、法第四条に規定する優生干渉は、本来、国民優生の見地から不慮な子孫の出生を防止することを目的とするものであり、したがって原則として日本国民をその対象とするものであるが、日本国民以外の者と雖も永続的に日本に居住することか明らかなる場合は、同様のいわゆる公益上必要である場合に該当するものと認められ

るからである。

本件に於ては、大抵平癒を希望しつゝなり、又

なお、優生手術を受くべき者が遺伝歴の調査に依りて

明らかでないが、

その調査結果を総合検討して、遺伝性精神病に与つて確認

できない場合は、法第十三条第三項の規定により優生手術を

行うことが適当であると解する。

二 優生保護法第五条は、優生保護審査会が該申請に

對し第四条の要件を具備しているかどうかを審査するに

際して、優生手術を受くべき者が女性である場合は當然に受

験、妊娠および出産の能力の有無によつて審査する

ことを想定しているものと解せられる（男性の生殖能力に

ついても同様である）。従つて、優生手術を受くべき者が主

にこの（^{生殖能力}）であること、この者が（^{遺伝性}）

遺伝子令であること（奇型又はその他の疾患により、明らかに

受胎、妊娠および出産の可能性がないものと認められる場合
の外は、優生手術の適否を決定するものとする。

は、優生手術を行うことが法律上必要に、いわゆる公益上必
要であるとは認められず、従って、本案の事件を充足し
ないものと考へるべきである。

然るに、右の場合を除く外は、すべて本審事会の審
査の対象とし、その結果、優生手術の対象となり得る

ものとなすことが至当であると考へる。けだし、現在の
医学においては、一般に受胎能力等の有無を確実に
診断することは不可能に近いとせられており、不確定
な診断に基づいて手術を行わないことは、将来、公益上
好ましくない事態に至る可能性が考へられ、法の趣旨に
適合しないからである。

第 二

年 月 日

厚生省 公衆衛生局長

(宛手名略)
各都道府県知事 殿

優生保護審議会 における 養老に關する 建議 につて

標記 のこと につて、 宛手 県知事 ほうの 懇合 (別紙

甲子) に対し、 今般 の 号 のとおり 回答 した こと 知 悉 いた します。

会都道府県支部に、医師の届出をとりまとめさせるよう便宜の処置を考慮したいので、次の要領により取り扱うこととされたいこと。但し、支部が設置されていない場合又は支部の職員が極めて少数である場合その他この要領によりがたい事情があるときはこの限りでないこと。

イ 支部は、各医師ごとの「人工妊娠中絶実施報告書」に受付番号を記し、且つ、それぞれ「人工妊娠中絶実施報告票」の欄外に、右の受付番号を記した上、報告票を届出医師の住所地の保健所ごとにとりまとめ、送付書（届出医師の氏名及び報告票総枚数を記載）を添え翌月10日までに、その保健所長に提出するものとする。

ロ 報告書は、便宜上、支部に保管させるものとする。但し、都道府県知事は、必要があるときは、当然これについて調査することができるものであること。

2 「人工妊娠中絶月報」は規則別記様式第14号(2)により、「人工妊娠中絶年報」は、同様式第15号(2)によるものとし、その作成及び提出その他に関する事務の処理については、優生手術の場合に準ずるものとする。

〔注〕現在、優生手術月報は廃止され、年報は翌年1月31日までに厚生大臣に提出するものとされている。

優生手術および人工妊娠中絶の報告について

（昭和44年6月28日 統発第368号
各都道府県知事宛 厚生省大臣官房統計調査部長、厚生省公衆衛生局長連名通知）

このたび「優生保護法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年厚生省令第14号）」が施行され、優生手術および人工妊娠中絶の報告については、従来の半年報を年報と改め、報告事務

の簡素化を図ることとしたので、下記事項にご留意のうえ、これが事務処理に遺憾のないようご配慮願いたい。

なお、優生保護法第25条の規定による医師の届出については、従前のおりであるので念のため申し添える。

記

1 今回の優生保護法施行規則（以下「施行規則」という。）の改正においては、優生手術および人工妊娠中絶についての厚生大臣に対する都道府県知事の報告が、ともに半年報から年報に改められたこと。

なお、報告の内容その他については全く変更がないこと。

2 都道府県においては、毎年1月から12月までの優生手術実施報告票および人工妊娠中絶実施報告票をとりまとめ、施行規則の別記様式第14号(1)および第14(2)により年報を作成して、翌年1月31日までに厚生大臣（統計調査部長あて）に提出するものであること。

3 この施行規則の改正に伴い、本年1月から6月までの優生手術半年報および人工妊娠中絶半年報は報告する必要はないこと。

②-21

優生保護法第25条に基く医師の届出について

（昭和31年10月30日 衛精第40号
各都道府県衛生部長宛
厚生省公衆衛生局精神衛生課長通知）

標記のことについて、福岡県衛生部長よりの照会（別紙甲号）に対し、今般別紙乙号のとおり回答したから御了知ありたい。

（別紙甲号）

②-20

優生保護法第25条の規定による優生手術、人工妊娠中絶を行った場合の届出義務について

（昭和31年9月6日 31公第6,902号
厚生省公衆衛生局長宛
福岡県衛生部長照会）

右について左記のとおり法文解釈に疑義の点があるので、御教示下さるようお願いします。

記

優生保護法第3条（医師の認定による優生手術）第1項第4号及び第5号は女性の優生手術ができる場合の規定であり、同条第2項は第1項第4号及び第5号に掲げる場合の配偶者（男性）の優生手術ができる場合の規定であるが、同法第25条には、医師は第3条第1項の規定により優生手術を行った場合は、その月中の手術結果を取りまとめて翌月10日までに理由を記して都道府県知事に届け出なければならないと規定されているのみで、第3条第2項の規定により男性の優生手術を行った場合の届出は何ら規定されていないが、届出の義務はないと解釈して差し支えないか。

人工流産に伴う分娩費並びに出産手当金支給に係る件

（昭和27年3月28日 厚生省保険局長宛）
福岡県三菱鉱業健康保険組合
飯塚支部照会

1 分娩費の支給について

分娩費の支給が、分娩の事故により被保険者の経済的な負担となる事を救済する目的であるとすれば、妊娠85日目位の者は、産婆に対する支払もなく、又人工分娩に対する診療費も健保負担となつていたので不支給と決定すべきではないでしょうか。

特に本人の不行跡や経済的な理由のみの人工流産の場合は、不支給としてよいでしょうか。

2 出産手当金の支給について

母体保護を目的とすれば、妊娠4か月目の人工流産であれば専門医の意見では、健康体の者では10日間余りの休養を必要とするのみの事であるが、もしこうした実情を無視して字句のみにとらわれて給付を行えば、分娩後42日間は基準法上の休業を強制し（35日以上は本人の意志と医師の意見で稼働出来るが）、かえって被保険者の生活をおびやかす事となるのである。

休業を強制して出産手当金を支給し、生活を100分の60に切下げる事は、いささか法の精神にも反するものではないかと思われますが如何でしょうか。 以上

失業保険受給者に対する出産手当金について

（昭和27年6月16日 保文発第2,427号）
福岡県三菱鉱業健康保険組合飯塚支部
宛 厚生省保険局健康保険課長回答

御来照にかかる標記の件について次のとおりお答えする。

記

- 1 健康保険による分娩費は、母体を保護する目的のために、分娩の事実にもとづいて支給

②-22 (別紙乙号)

優生保護法第25条に基く医師の届出について

（昭和31年10月30日 衛精第40号）
福岡県衛生部長宛
厚生省公衆衛生局精神衛生課長回答

昭和31年9月6日31公第6,902号で照会の標記について、左記のとおり回答する。

記

- 一 医師は、優生保護法第3条第2項の規定に基き優生手術を行った場合において現行法上届け出をする義務はないが（法第25条）、都道府県知事は、同法施行規則第27条第2項の規定により、同項に基く「別記様式第14号(1)」によつて、法第3条第2項に該当する場合、即ち、同条第1項第4号及び第5号に該当する場合の配偶者（男）についてもその実施件数を厚生大臣に報告することとされているので、医師に対しては、法第3条第2項の手術を行った場合にも同条第1項の手術に準じて届け出をさせるように指導されたいこと。



厚生省公衆衛生局

32.7.9

厚生省公衆衛生局精神衛生課長 殿
昭和三十三年七月九日
精神衛生法に基づき、精神科医の
業務に要する資格について、
昭和三十三年七月九日、
厚生省公衆衛生局精神衛生課長 殿
審査を要件とする優生手術の審査に關する疑義について
標記について次の点疑義を生じましたので、至急御答申願いた
く照会いたします。

、今般、それぞれ精神科医長及び医師（産婦人
科医）から、優生保護法第四條に基き、審査を要件とする優生手
術の申請が、本県優生保護審査会あて提出されたが、この場合、
何等法令に制約されることなく、同法による優生手術の審査並び

に手術の対象としてよいか、どうか。

なお、申請医師からの申請内容によると、

、受胎の可能性がある旨記載されている。従つて、同法才一条の趣旨から当然優生手術の審査並びに手術の対象となるものと思料されるが、この点について貴課の御見解を承りたい。

追つて、各県の資料等から、優生手術被実施者の最低年令をも併せて御教示願いたい。

昭和三十一年四月三日鐵本一。五九年の昭和の歴史

三つの世紀の統一図表。

記

一 審査を要件とする厚生手続の対象には別に厚生

の制限はないが、一般的に厚生手続については、^(法律)厚生

手続が少く、ある。従って厚生手続が厚生手続

対象となるものは個々の具体的事例について、厚生

厚生省

厚生省の厚生手続の厚生手続の厚生手続の厚生手続

厚生手続の厚生手続の厚生手続の厚生手続

二 審査を要件とする厚生手続が厚生手続の厚生手続

は、現在厚生手続の厚生手続の厚生手続の厚生手続

(厚生手続の厚生手続の厚生手続の厚生手続)

三三三三三

昭和三十三年十月三十一日

福島県厚生部長



厚生省公衆衛生局

精神衛生課長殿

優生手術の実施について

標題の事について優生保護法や四條により申請書を提出された場合次の二の例について同法や四條や十二條のいずれを適用すべきものか御指示を願ひたい。又、遺伝関係調査の結果不明であっても医師が遺伝性疾患であると認めた場合はや四條を適用してよいが併せて照会する

記

一 例

- 1 本人は成年者であるが夫もなく親もない
- 2 家族の遺伝関係は不明である
- 3 診断書の病名は「精神薄弱」

二 例

- 1 本人は未成年者である
- 2 家族の遺伝関係は不明である
- 3 親権者の同意書は整っている
- 4 診断書の病名「痴愚」

一 例 二 例 何れもや四條が不可能であれば医療保護によるケースである

日 月 送 受 号 課 局 議 合

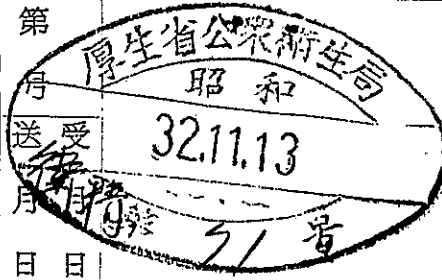
欄 号 課 局 管 主

第 号

送 受
月 月
日 日

第 号

送 受
月 月
日 日



丙

判 決

月

日

合 校

行 施

月

日

13

起案用紙(丙)

案 起

昭和

32年

11月

11日

局 課
受 付

月 第

日 号

へ 送 る

月

日

精神衛生課長

主任



年 月 日

案

福島県厚生部長

厚生省公衆衛生局精神衛生課長

○優生手術の実施につて○

昭和三十三年十月三十一日三三公号外で照会された標記の件について
左記のとおり回答する。

記

優生保護法第四条による審査を要件とする優生手術は、
法別表に掲げる疾病にかかっていること及び産児の可能性が認められる

ことの二つの要件が充たされた場合に実施されるものであり、その認定

は飽くまで優生保護審査会の判断によるものがあるが、設例一及び

ニ。場^{（場）}は、^{（場）}が遺^{（遺）}伝性^{（性）}のものであることを確^{（確）}認^{（認）}することが困難
なように推^{（推）}測^{（測）}、^{（推）}を法^{（法）}第十二条^{（条）}を適用^{（適用）}する^{（する）}が相^{（相）}子^{（子）}と思^{（思）}料^{（料）}
となる。

ト第二三四号公信写（昭和三三一〇二二付）

藤山外務大臣あて 在トロント遠藤領事発

（外国人の本邦における優生手術等に関する照会の件

最近当館はカナダ婦人数名から書面及び電話をもつて健康上又は産児計画上の理由から本邦において優生手術又は人工妊娠中絶手術を受けたい趣をもつて照会を受けているが、今後の対応の都合もあり、本件に関し左記の点御回答相煩わしい。

なおカナダにおいては重大な生命の危険ある場合の外はこの種手術は行われおらず（特別の立法はないが手術を行つた医師は "assault" の罪に問われる由）闇の手術は数千弗に上る費用を要するのみならず、医師患者共に法的社会的に極めて大きなリスクを伴っている趣であるので申し添える。

記

外務省

一、外国人旅行者に対し、優生保護法第三条（医師の認定による優生手術）及び第十四条（医師の認定による人工妊娠中絶）が適用されるかどうか。

二、適用されたとすれば実際の手続はどうすればよいか。

三、その他参考事項

本信写送付先 カナダ

外務省

今般、在トロント領事から、別添公信写のとおり、外国人の本邦における優生手術等に関し照会してまいりましたので当方あて御回示相煩わしたくお願いいたします。

昭和三十三年十月三十一日

高橋 外務省情報文化局長事務代理

厚生省公衆衛生局長 殿

外務省

[illegible]





周生甫 吳家衛 周樹德 吳家

外務省情報文部省防務課長

○十 優美休養(醫師)記 (定) (生) (養) (生) (術) 又 (心) (部) (十) (要) (生) (醫師) (記)

定三、王懷振中(定三) 外國人投資對日本經濟的適用排

~~It is not a good idea to use a single variable to store multiple values. Instead, use an array or a list.~~

省 生 厚

~~Handwritten text, mostly illegible due to blurring and crossing out.~~

[illegible]

日本国政府より

よる者に対しは右各条の規定は原則として適用されないと
~~適用しないこととする。~~

11/10/20

二、市、局、所、站、要、求、不、要、逐、條、逐、項、填、報、。

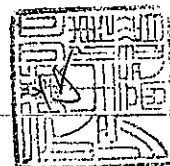
昭和四年貳月六日

三田保字第 二〇四号

昭和三年二月一日

号

厚生省 衛生部



厚生省公衆衛生局

精神衛生課長 殿

優生保護法第十条に基く優生手術に
関する費用について

おことについては、昭和三年十月十六日 紀発第 九五号
で通達をなしてあります。た記に疑義がある等
御教示願います。

記

一 優生保護法（以下「法」という。）第十條にある優生手術と云ける者。優生保護法施行規則（以下「規則」という。）第一條三号又は四号に掲げる術式による優生手術並に帝王切開分娩術を同時に施行する場合、健康保険法の規定による療養に要する費用の算定方法（昭和二十三年六月厚生省告示第百七十七号）（以下「算定方法」という。）の甲表に示るべき該手術は「同一手術野又は同一病單中の二以上の処置及び手術……」に該當し、その費用は、主たる処置及び手術料即ち本件の場合には、帝王切開分娩術の所定算数に基き、之と同一とすべき。この場合、法第十條に規定する國庫負担となるものなりとすや。

二 本件の場合に於て、もし法第十條に規定する優生手術に関する費用のみを、同法第十條に基き國庫負担とする場合、二者の手術に関する費用を之が別れたる区分するもの、要否を以て之とされざるもの、或は、或る場合、その措置として之を同一とするものがある。又一方の手術に関する費用を自費或は社会保険等に於て負担するものがあるや否や。

日 月 送 受 号 課 局 設 合 第 号 送 受 月 日 第 号 送 受 月 日		欄 長 課 局 管 主 厚生省公衆衛生局 昭和 34.2.28 第 号		判 決 月 日 校 合 行 施 月 日		案 起 昭和 34 年 2 月 10 日 局 課 受 付 月 日 号		送 受 月 日	
乙 号 年 月 日		公衆衛生局長 企画課長 精神衛生課長 医療課長		主任 課長 課長 課長		課長 課長 課長 課長		課長 課長 課長 課長	
北海道衛生部長 あて		厚生省公衆衛生局精神衛生課長		衛生保護法第十条に基く優生手術に 関する費用について（回答）		衛生保護法第十条に基く優生手術に 関する費用について（回答）		衛生保護法第十条に基く優生手術に 関する費用について（回答）	

昭和三十四年二月二日三四保字第二〇四号で照会の標記

について、次のとおり回答する。

記

廿 優生保護法第十一条の規定により国が費用を負担する

ことが出来るのは、同法第十条に基づく優生手術に要した

費用のみに限らるる事。また、従って

廿 優生手術と帝王切開分娩術を同時に行った場合は、費見のと

おり主たる処置及び手術、即ち帝王切開分娩術の所定

実数に^{（手術回数の算入）}なるが（昭和三十三年七月厚生省告示第百六十七号

診療報酬実数表（甲）、健康保険法第六十二条第二項の規定

により、帝王切開分娩術の所定実数^{（手術回数の算入）}から、国庫で負担する優

生手術に要した^{（手術）}所定実数を控除した^{（実数）}については、自費又は

管 生 局
社会保険^法より負担となるものであること。この場合において優

生手続に要する費用には、該手続につき通常行われる支入

院料、診療料及び処置料を含むものであること勿論である。

(健康保険法第六十二条第二項)

他ノ法令ニ依リ国又ハ公共団体ノ負担ニ於テ療養費ノ支給又ハ療養
アリタルトスル其ノ限度ニ於テ療養ノ給付ヲ為ス

案の二

年 月 日

精神衛生課長

各都道府県衛生主管部長 へて

優生保護法第十章と基く優生手続に関する費用について

標記の件について、北海道衛生部長より照会(別紙甲号)

に就し、今般々乙号のとおり回答したところを知りたい。



衛精第八号

昭和三十四年二月二十八日

厚生省公衆衛生局精神衛生課長

各都道府県衛生主管部長 殿

優生保護法第十条に基づく優生手術に関する費用について

標記の件について、北海道衛生部長よりの照会（別紙甲号）に於し、今般
乙号のとおり回答したから御了解を願う。

乙 子

衛精第八号

昭和三十四年二月二十八日

厚生省公衆衛生司精神衛生課長

北海道衛生部長 殿

優生保護法第十条に基づく優生手術に関する費用について（回答）

昭和三十四年二月二日三四保字第二〇四号で照会の標記について、次のとおり回答する。

記

優生保護法第十一条の規定により国が費用を負担することができるのは、同法第十条に基く優生手術に要した費用のみに限られるものであり、従つて設例のような優生手術と帝王切開分娩術を同時に行った場合は、貴見のとおり主たる処置及び手術、即ち帝王切開分娩術の所定実数により算定した費用となるが（昭和三十三年六月厚生省告示第百七十七号

診療報酬実数表（四））、健康保険法第六十二条第三項の規定により、帝王切開分娩術の所定実数により算定した費用から国庫で負担する優生手術に要した費用を控除した額については、自費、社会保険等の負担となるものであること。この場合において優生手術に要する費用には、該手術につき通常行われべき入院料、注射料及び処置料を含むものであることと勿論である。

甲号

三四係第二〇四号

昭和三十四年二月二日

北海道衛生部長印

厚生省公衆衛生局精神衛生課長 殿

厚生保護法第十条に基づく優生手術に関する費用について

このことについては、昭和三十三年十月十六日衛発第九五五号で通達のあるところですが、左記に疑義がありますので御教示願います。

部、

一 厚生保護法（以下「法」という）第十条により優生手術を受ける者が厚生保護法施行規則第一条三号又は四号に掲げる術式による優生手術並びに帝王切開分娩術を同時に行つた場合、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年六月厚生省告示第百七十七号）」（以下「算定方法」という）の甲表によれば当該

手術は「同一手術野又は同一病巣の二以上の処置及び手術……」に該当し、その費用は主たる処置及び手術料。即ち本件の場合には帝王切開分娩術の所定実数によることとなりますが、この場合、法第十一条に規定する国庫負担となるものなりや否や。

二 本件の場合において、もし法第十条に規定する優生手術に関する費用のみを同法第十一条に基き国庫負担とする場合、二者の手術に関する費用をそのいずれかに区分することが妥当を欠くことと考へられが、このような場合その措置としてどのようにするものであるか、又一方の手術に関する費用を自費又は社会保険等により負担するものであるや否や。

昭和四年九月拾六日



P

公衛第一一〇三号

昭和三十四年九月十四日

愛媛県衛生部



厚生省公衛衛生局

精神衛生課長

殿

厚生保護法第十一條に關する取扱ひについて

厚生保護法第五條の規定により審査決定した者の厚生手術実施に伴う費用について左記事例の如き場合次のよう取扱つてよろしいか御回答願ひたい。

愛媛県

記

一 事 例

被手術者

才

病 名

手術日

入院手術施行

退院予定

経 通

(イ)

(ロ)

二 右の場合

1. は厚生手術実施上止むを得ないものと解し、費用額は昭和三十三年九月二十九日厚生省告示第二百九十四号「厚生保護法施行令第一條第一項の手術料入院料、注射料及び処置料の額」により算定して公費負担として差支えないか。
 2. 患者入院期間についても医学的に入院必要日数を公費負担して差支えないか。
- 三 右取扱ひで特別承認申請等の手続を要する場合は、あわせて手続等御教示されたい。

愛媛県

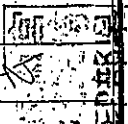


精收

昭和四年九月廿六日

栄分次一四一号

昭和三十四年九月二十一日



能登県民生部

厚生省公衆衛生局

精神衛生課長 殿

優生保護者大田系と大十三系の解親及び
申請手続について (照會)

おのこについて別紙字のとおり照會があり去る八月
十三日県審査会で貴職の具解を煩わすことに決
定いたしました。何卒の所教示をお願ひします。
なお県審査会では左記のように処理しているの

能登県

新生活標準語 一 贈る見栄返す義理からかきむ無駄

で念のため申添えます

記

一 遺伝調査によって遺伝の明確なものは大田系
として処理し、遺伝の明確でないものは大田系と
して処理する。

その外

保養院

宮崎県優生保護審査会長 敬

優生保護法第四系と十二系の解釈とこの中
請事柄手続について 何

優生保護法施行規則オニ系によれば

法大田系の申請には健康診断書と遺伝調査
書を添えることになっているが

一方法大十二系とは別表オ一オニオニに掲げる遺
伝性のもので、以外の精神病又は精神薄弱者」とあり

宮崎県

別表大ニ号 遺伝性精神病 精神分裂病、そううつ病

大ニ号 遺伝性精神薄弱、てんかん

遺伝調査によつて明瞭なものは勿論、別表大一、大ニ号の場合には実体的調査が困難で詳記できない場合に於ても大田系を適用するべきものと解せられるが、

この大田系審査会では遺伝の明瞭なものは大田系で、明瞭でないものは大ニ系適用というようにな

解釈ではなかつたかと思はれる点があり、そのので、その点について伺ひに申します。

衛精第四五号

昭和三十四年九月二十八日

厚生省公衆衛生局精神衛生課長

愛媛県衛生部長 殿

優生保護法第十一条に関する取扱いについて（回答）

昭和三十四年九月十四日公衛第一一〇三号で派会の標記の件、次のとおり回答する。

記

本件の場合、[]を行わなければ優生手術を行うことが困難であると認められ、それに要した費用については、貴見のとおり国庫負担として差支えないこと。

なお、一般には[]は、優生手術を施行（腹式）止むを得ないものと解するに
とは妥当でないのを念のため。

おつて、本件については、昭和三十四年度優生手術事業実績報告書の提出の際に、医師の診断書並びに入院期間が長いなどの理由を記載したところ、昭和三十四年度優生手術費国庫負担金交付基準にいう特別承認事項でないことを申し添える。

衛府第四五号

昭和三十四年九月二十八日

厚生省公衆衛生局精神衛生課長

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

優生保護法第十一条に関する取扱いについて

標記の件について、要領案衛生部長よりの照会(別紙甲号)に対し、今般乙号のとおり回答したから御了解を祈りたい。



ひ、号

衛精第四五号

昭和三十四年九月二十八日

厚生省公衆衛生局精神衛生課長

愛媛県衛生部長 殿

優生保護法第十一条に関する取扱いについて（回答）

昭和三十四年九月十四日公衛第一一〇三号で照会の標記の件、次のとおり回答する。

、部

本件の場合には、[]を行わなければ優生手術を行うことが困難であると認められ、それに要した費用については、貴見のとおり国庫負担として差支えないこと。

なお、一般には[]は、優生手術禁止（療式）止むを得ないものと解するとは妥当でないので念のため。

おつて、本件については、昭和三十四年度優生手術事業実績報告書の提出の際に、医

師の診断書並びに入院期間が長びいたことの理由書を添付されたく、また本件は、昭和三十四年度優生手術費国庫負担金交付基準にいう特別承認事項でないことを申し添える。

甲 子

公衛第一一〇三号

昭和三十四年九月十四日

愛媛県衛生部長

厚生省公衆衛生司精神衛生課長 殿

優生保護法第十一条に関する取扱いについて

優生保護法第五条の規定により審査決定した者の優生手術実施に伴う費用について、左記事例の場合次のように取扱つてよろしいか御回答願いたい。

部

一 事例

優手術者	■■■■	才
病 名	■■■■	
手術日	■■■■	入院手術施行
	■■■■	退院予定

経 過

(イ)

(ロ)

二 右の場合

1. ■■■■は優生手術実施上止むを得ないものと認め、費用額は昭和三十三年九月二十九日厚生省告示第百九十四号「優生保護法施行令第一条第一項の手術料、入院料、注射料及び処置料の額」により算定して公費負担として差支えないか。

2. 退院入院期間についてシロ早急に入院必要実日数を公費負担して差支えないか。

三 右取扱いで特別承認申請等の手続を要する場合は、あわせて手続等御教示されたい。

事件
私文で回答
11/24
(公認化大子
長を)

主 管 課 局 課 員 番 号		判 決		月 日 校 合		行 施		月 日		起 案 用 紙 (丙)	
第 号 送 月 日		案 起		昭 和 35 年 10 月 3 日		受 局 課		付 日		月 日	
第 号 送 月 日		精 神 衛 生 課 長 長 友		公 衆 衛 生 局 長		企 画 課 長		主任		月 日	
(乙 子)		年 月 日		案 第		精 神 衛 生 課 長		長 崎 県 衛 生 部 長		あ	
日 月 日		侵 生 保 護 法 第 四 条 及 び 第 十 二 条 の 解 釈		並 び に 申 請 手 続 に つ い て (回 答)							

昭和三十四年九月三十一日発公第一四一号で照会の標記の件、次のとおり回答する。

記

医師は、^(当該患者の)診断の結果、法の別表に掲げられた疾患^{に該当する}あることが確認された場合は、法第四条により申請する。あな事。ただし、^{この}同条の要件も^並先定^{する}場合において、

保護義務者の希望により法第十二条により申請してシ差支え

ないこと。

なお、法第四条により申請があった^は入^り後、^い優生保護審^判査会において^も遺伝歴が不明確であること等の理由で否と決定され^た場合^には^あう^ため^に法第十二条による^した^りに^ついて^は、^あう^ため^に法第十二条による^した^りに^ついて^は、

申請をすることか^らで^きる^ので^ある^ことは^勿論である。

案の二

年月日

精神衛生課長

各都道府県衛生主事兼(る)長あへ

優生保護法第四章及び第十三条の解釈並びに
中篇平続について

標記の件について、宮城県衛生部長への照会(別紙甲号)

に対し、今般乙号のとおり回答したかう仰る知あつた。

昭和三十一年二月三日

和歌山県医師会

女子衛生課

松子主事

精神衛生課

改

次のことについて疑義が生じまゝで、敬示下さいます
ようお願ひ致します。

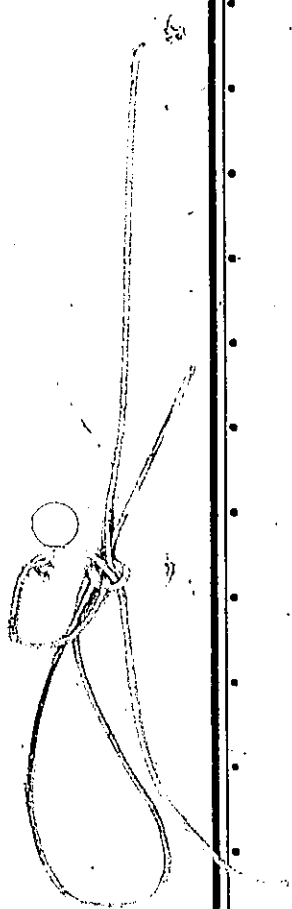
優生保護法第四条の遺伝性疾患が、或は第五条の遺伝性以外
の疾患の区別について

例とは「精神分裂病」の場合、本人の血族中遺伝病（精神分裂）
にかかつた者が全然ない場合で、本人の精神分裂病で
将来に遺伝の疑のあるときは、第四条の遺伝性精神分
裂病として取扱つてよいでせうか。

和歌山県

家系一に因縁らし遣伝性々取叩つてよいでせう。
なま遣伝性以外の精や病入は務め薄弱はどんな
場合でせうか。

右のニヤに一つて市教示願いとし又願ひします。



別紙甲号

35.10.24

35衛才1637号

昭和35年10月19日

厚生省公衆衛生局精神衛生課長 殿

岩手県 厚生 部長

優生保護法に関する疑義について(照会)

標記について、下記のとおり疑義を生じたので、至急御回答を賜わりたいと照会する。

記

優生保護法才4条に基づき申請された某 [REDACTED] について、本県優生保護審査会は、優生手術を行なうことを適当と認めたが、調査の結果某 [REDACTED] には次のような [REDACTED] がいることが判明した。

このような場合、優生保護法才5条才2項に「申請

岩手県

(東北ノード納)

者及び関係者の意見をきいて．．．と規定されているが、この ■■■ を「関係者」と見做してその意見をきくべきかどうか。

高田	水戸	宇都宮	東京	横浜	青森
愛知	千葉	埼玉	神奈川	新潟	山梨
新潟	群馬	栃木	茨城	群馬	山梨
佐賀	大分	福岡	熊本	鹿児島	沖縄
長崎	熊本	鹿児島	沖縄		

(東北ノ下納)

衛発第1084号

昭和35年11月8日

岩 手 県 知 事 殿

厚生省公衆衛生局長

優生保護法に関する疑義について（回答）

昭和35年10月19日35衛第1637号で貴県厚生部長から当局精神衛生課長あて照会された標記の件について次のとおり回答する。

記

質問のケースにおいては、当該[]は優生保護法第5条第2項に定める「関係者」には含まれないものと解する。

通発第1084号

昭和35年11月2日

各都道府県知事 殿

厚生省公衆衛生局長

厚生保健法に関する疑義について

課記の件について、岩手県厚生部長からの照会（別紙甲号）
に対し、別紙乙号のとおり回答したので通知する。

別紙甲号

25 様式 1637号

昭和35年10月17日

厚生省公衆衛生局精神衛生課長 殿

岩手県 厚生部長

、 優生保護法に関する疑義について(照会)

標記について、下記のとおり疑義を生じたので、至急御
回答を賜わりたいと照会する。

記

優生保護法44条に基づき申請された

について、本県優生保護審査会は、
優生手術を施行することを適当と認めたが、調査の結果某
には次のような があることが判明した。

このように場合、優生法違反を疑う角に申請者及び関係者の意見をきいて「……」と規定されていながらこの「……」に「関係者」と見做してその意見もきくべきか。

別紙乙号

衛発第1084号

昭和35年11月8日

岩手県知事 殿

厚生省公衆衛生局長

優生保護法に関する疑義について（回答）

昭和35年10月19日35衛第1637号で貴県厚生部長から当局精神衛生課長あて照会された標記の件について次のとおり回答する。

記

質問のケースにおいては、当該「」は優生保護法第5条第2項に定める「関係者」には含まれないものと解する。

36 公 号 外

昭和36年2月3日

厚生省公衆衛生局

精神衛生課長 殿

福 島 県 厚 生 部 長

福島県
部長 佐

優生保護法第4条による優生手術費の支払い
について (照 会)

上記のことについて別紙明細書等の通り医師より
請求があつたが請求書の通り支払つてほしいか、その
処理について指示を得たい。

内容について手術を実施した医師に対し照会した
に よ る と

に つ い て

は該当外として本費用よりは除外したものである。

なお1月2日付35公文1215号による優生手術実施状

No.

況報告書については支払済額として支払予定額を請求書の通り記載報告したので念のため申添える。

No.

診療報酬請求明細表

⑤

氏名

病名

診療開始日

注射
料

処
置
料

手
術
料

入
院
料

合計

福 島 県

15 × 22 = 330

紐 精 才 15 号

昭和 36 年 3 月 17 日

福島県厚生部長 殿

厚生省公衆衛生局精神衛生課長

厚生保護法第 14 条による厚生手帳費の支給に

係る（回答）

昭和 36 年 2 月 3 日 36 公第 外 2 照会された標記の件に
ついて次のとおり回答する。

記

質問の第一点については、事情や必要を勘案して認められる
ので支給して差支はない。

なお、昭和 36 年度厚生手帳事業業績報告書と提出の際、理
由書を添付する。

医文 1784 号

30.0.23

昭和27年2月20日

厚生省公衆衛生局

36.9.25

精神衛生課長 殿

新潟県厚生部長

優生手続実施報告書及び人工妊娠中絶実施報告書
 図算申請に対する秘策の保持に関する疑義について(照会)
 令取立田秘諮署より所傳移について、医療機関別優生手続
 及び人工妊娠中絶実施件数調査を目的として別紙写のレタ
 ー公文書をもって標記書類の図算申請にありまいかと、
 優生保護法第27条の規定に基づき秘策の保持と関係
 について次の疑義がありまいので御教示願います。

記

1. 優生手続及び人工妊娠中絶実施報告書の図算は、
 公標図と雖も、優生保護法第27条に規定する趣旨
 及びその図算を許可すべきでないとの趣旨がどうか
 2. 図算を許さないとした場合、保健所で医療機関
 別取報告数を調べることが知られることとなるかとい
 うと解するかどうか

なお、この場合優生保護法第27条の規定に基づ
 く趣旨が本来の目的外であり、秘諮署に於ける
 所得秘諮様のためにより利用されることになり

今後行政上之應付及障り等之注意

字通一〇〇

昭和16年1月12日

新潟県自治保健所長 殿

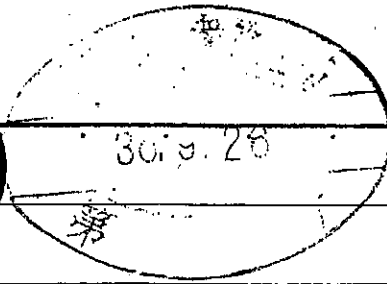
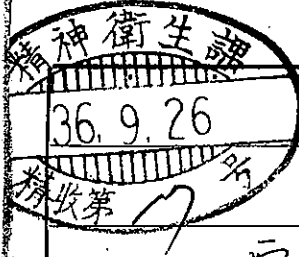
高田税務署長

所得税調査のため下記書類の閲覧申請にて
(可)

記

① 優良手続更迭報告書 綴 昭和16.1.1

② 人工知能中絶実態報告書 綴 昭和16.1.1



36 公 号 外

昭和36年9月26日

厚生省公衆衛生局

精神衛生課長殿

福島県厚生部



優生保護法第10条による優生手術の
費用額について

優生保護法第10条により実施した手術費用について別紙
のとりの請求があったか請求となり支払ってよいか
お伺いする。

写

(第 8 号 用 紙)

No.

診療報酬請求明細書

26年 7月分

1. 氏名

2. 傷病名

3. 診療開始日

4. 投薬料

5. 注射料

6. 処置料

7. 手術料

8. 検査料

9. ペーシン局所注入

10. 入院料

合 計

福 島 県

15×22=330

(第 8 号 用 紙)

No.

No.

[REDACTED]

福 島 県

$$15 \times 22 = 330$$

(第8号用紙)

No.

診療報酬請求明細書

8月分

1. 氏名

2. 診療開始日

3. 投薬料

4. 注射料

5. 処置料

6. 入院料

合計

手術実施病院名

衛精才ノ子

昭和36年9月29日

福島県厚生部長 殿

厚生省公衆衛生局 精神衛生課長

優生保護法第10条による優生手術の費用の
額について（回答）

昭和36年9月20日 36公第外2照会された標記の件につ
いて次のとおり回答する。

質問の件については、やむを得ないと認められるので
支払って差し支えない。

なお、昭和36年度優生手術事業実績報告と提出の際
理由書を添付された。

レ 指 示
昭 和 36 年 11 月 2

新潟県厚生部長 殿

厚生省公衆衛生局 精神衛生課長

優生手術実施報告書及び人工妊娠中絶実施報告書簡覧申請に対する数値保持に關する疑義について(回答)

昭和36年7月20日医才1784号をモツて照会された標記の件について、次のとおり回答する。

- 1 御意見のとおりと解する。
- 2 御意見のように、個人の秘密も漏洩しない方法で取扱件数を知らせることは差し支えないものと解する。



社 積 才 76 号
昭 和 36 年 11 月 2 日

各都道府県厚生主管部(局)長 殿

厚生省公衆衛生局精神衛生課長

優生手術実施報告書及び人工妊娠中絶実施報告書
審判見申請に對する協議保持に関する統義につ
いて

標記について、別紙才1の新潟県厚生部長からの照会に對
し、別紙才2のとおり回答したので、実務上の參考にされた。

別紙オ

平成 17 年 11 月 16 日

厚生省公衆衛生局 精神衛生課長 殿

新志果仁士部長

厚生省技術政策報告書及び人工性派中絶実施報告書
閲覧申請に対する回答の保持に関する疑義につ
いて（聴会）

今般高田税務署より所得税に関し、医療機関別厚生労働省人
工性派中絶実施件数調査を目的として、別紙草紙とあり公文書を
もって標記書類の閲覧申請がございましたが、厚生保護法（ア条）
の趣旨に基づく秘匿の保持と関係して、異の疑義がございますので、所
教示願います。

記

1 厚生省及び人工性派中絶実施報告書の閲覧は、公衆機関と
雖も、厚生保護法（オ条）の規定上の趣旨から、その閲覧を許す
べきとあつたと解すことが、

2 閲覧を許せば、この場合保健所や医療機関別に取扱い
数を網べて知り得ることになり、多岐にわたる解するがどうか

なお、この場合厚生保護法（オ条）の規定（基本）に基づく本
来目的外である税務署にかけらる所管税関のたがいに利用され
るという点に、ちり今般行政上に種々の支障がもたら

(印)

高直-122

昭和36年9月12日

新潟県直江津保健所長 殿

高田 税 務 署 長

所得税調査のための下記書類の閲覧申請いたします。

記

① 衛生手帳実地報告書

昭和36.8.31

② 人工妊娠中絶実地報告書

自 昭和36.1.1
至 昭和36.8.31

1. 請 示 第 〇 号
昭和36年11月2日

新潟県衛生部長 殿

厚生省公衆衛生局 精神衛生課長

衛生手帳実地報告書及び人工妊娠中絶実地調査意見書閲覧申請に対する御返答について(回答)

昭和36年9月20日厚生省1784号をもつて照会された標記の件について、次のとおり回答する。

- 1 御意見のとおりと解する。
- 2 御意見のようには、個人の秘蔵を漏洩しない方法で取扱件数を知らせることは差し支えないものと解する。

文書整理番号		久精式77号		受付年月日	
施行		起案 37 年 8 月 8 日		決成 年 月 日	
施行注意		主任者		公衆衛生局(部)精神衛生課(室) 係一電内一アサキ番 氏 名 板倉 義 勝 郎	
標 題		外国人に対する優生保護法の適用について (照会)			
大臣		政務次官		事務次官	
公衆衛生局長		精神衛生課長		企画課長	
(内容概略)		最近外国人の本邦における人工妊娠中絶が相当数見込まれるから、加えて、本件に關し、外国通信社等からの照会を再三に及ぶので、法判局に対し次のとおり疑義・照会をするものである。			

かどうか。

案 年 月 日

内閣法制局第一部長殿
公衆衛生局長

外国人に対する優生保護法の適用

に
つ
き

標記の件について、下記のとおり疑義がありますので

何分の御回答を煩わした。

記

優生保護法第3条（医師の記録による優生手術）及び第14条

（医師の記録による人工性妊娠中絶）の規定は、本邦に居住する外

国人又は外国人旅行者についても適用することは可能

(参考) 優生保護法抜粋

第3条 (医師の認定による優生手術)

医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神衰弱者につては、この限りでない。

一 本人若しくは配偶者が遺伝性精神疾患、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神衰弱を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神疾患、遺伝性精神衰弱、遺伝性精神病、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

三 本人又は配偶者が、痲痺に罹り、且つ子孫にこれか伝染する虞れのあるもの

四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

二 前項中四号及び五号に掲げる場合には、その配偶者に

ついても同項の規定による優生手術を行うことができる。

3 才一項の同意は、配偶者が知れなへとき又はその意志と表示することからなさなへときは本人の同意だけである。

才14条（医師の認定による人工妊娠中絶）

都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師（以下指定医師という。）は、左の各の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 本人又は配偶者が精神病、精神衰弱、精神病、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にあるものが遺伝性精神病、遺伝性精神衰弱、遺伝性精神病、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

三 本人又は配偶者が難産に罹っているもの
四 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を害しおそれるものであるもの

五 累卵若しくは貧血によつて又は抵抗若しくは拒絶することからなへ、自らに数回にわたる妊娠したものの

2 前項の同意は、配偶者が知れなへとき若しくはその意志と表示することからなさなへとき又は妊娠後に配偶者がなへなつたときは本人の同意だけで足りる。
3 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病者又は精神病者であるときは、精神犯生活才20条（後見人配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合）又は同法才21条（市町村長が保護義務者となる場合）に規定する保護義務者の同意ととも本人の同意とみなすことができる。

外国人に対する優生保護法の適用について (27.10.3)

(公衆衛生局企画課及び官房総務課と打合せ済)

- 1 外国人は、一定の在留資格を有しなくては、本邦に在留出来ない。
その在留資格の長から見れば、「観光」や「通商」のため来国している外国人も、長期にわたり在留する外国人も取扱は同じである。
従って「本邦に居住する外国人又は外国人旅行者」の取扱はこの問題については同一である。

(出入国管理令第4条)
(第19条～第22条等)

- 2 外国人に対する行政法規の適用は、一般的に属地主義がとられ、外国人に対する特別規定がない場合には、一般的に日本国民と同じ適用を受ける。(刑法については同じ様に適用される。)

- 3 優生保護法については、外国人に対する適用を排除した明文規定は、存在しない。当然外国人にも適用があり、同法第3条及び第14条により、適法に優生手術や人工性胚中絶を受けた外国人については、当該行為に反しての違法性が阻却され、利誘の堕胎罪(第212条第214条)等として内閣府されることはないものと考えられる。

公法上の金銭課税
居留権の課税
金と法

外国人に對する優待保護法の適用について (公法上の金銭課税)
1 外国人は、一定の在留資格を有しなければ、本邦に在留出来ない。その資格の真から見れば「観光」や「通過」のため来国している外国人も、長期にわたり在留する外国人も取扱は同じである。従つて「本邦に居住する外国人又は外国人旅行者」の取扱は、この問題については同一であつてよい。
出入国管理令オ4条
第19条 ~ 22条 等
2 外国人に對する行政法規の適用は、一般的に屬地主義がとられ、外国人に對する特別規定がない場合には、一般的に日本国民と同じ適用を受ける。(刑法について特に称に適用される。)
3 優待保護法については、外国人に對する適用を排除した明文規定は、

公法上の金銭課税
居留権の課税
金と法

存しないので、当然外国人にも適用
が及ぶ。同法才了条及び才14条に
より、通法に像生手術や人工妊娠
中絶を受けた外国人については
当該行爲についての事情が阻却
され、刑法の堕胎罪(才212条
才214条)等として内疑されること
はないものと考えられる。

87.11.5
31.11.6

公第 787 号
昭和 57 年 10 月 31 日

厚生省公衆衛生局長 殿

37.11.6
精査第 160

岐阜県知事 松野幸恭

岐阜県知事印

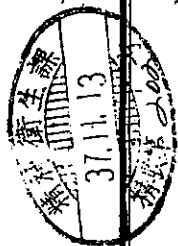
優生保護法による優生手術について(照会)
優生保護法第4条の規定により優生手術の申請が
あったので岐阜優生保護審査会において手術を行なうこと
が適当と決定し第1条の2により通知したが異議申
立もなく二週間を経過したので

[Redacted]

中央優生保護審査会に対し
再審査を申請する期間を経過したがこの場合どの
ように取り扱うべきか。なお、優生手術を行なうことが適
当と決定された場合には、いつまでに手術を実施しな
ければならないか又強制的に手術を行なうとすれば法
的にはどうか併せてお教示願いたい。

記

[Redacted]



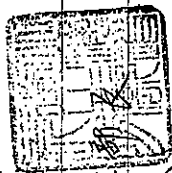
(海平けい紙)

07課番号2.697号

昭和37年 11月9日

厚生省公衆衛生局

精神犯生課長 殿



北海道犯生部長

厚生保護法に内閣府疑義について(照会)
 のことについて、下記のとおり疑義を生じました
 ので、ご回答願います。

記

1. 病名 [redacted] は厚生保護法から
 系別表に掲げてある疾患名の中からはなすが、同法
 による審査の対象には否や否や。
 なお、審査までには遺伝子調査表を別紙のとおり
 添付します。

優生保護法 第 条		優生手術遺傳調査書					昭和 年 月 日	病院名 (医師) 保健所
統 柄	氏 名	性別	年齢	職業	学 校	能 力	性 行	遺 伝 性 悪 疾 患 並 び に 精 神 疾 患 (疑いのあるものも含む)
本 人	配 偶 者							
子 供								
父								
母								
兄 弟								
姉 妹								
そ の 他								
血 統								
本人の病名・発病年月日・入院年月日・病状・治療の経過及び治療の見込程度								
本人結婚の有無 1 未婚 2 結婚 3 離婚 (イ 法定手続きによる (年 月 日)) 4 再婚								
手術に対する家族の希望の有無 1 希望する (希望者氏名 (保護者) 住所) 2 希望しない								
希望する施設医師の住所・病院名 1 住所 2 病院名・氏名								
●本人結婚の有無欄中 3 の離婚については戸籍法上の手続きによるものや否やを区別して下さい。 意見又は参考となる事項								

犯精才 49号

昭和37年11月30日

北海道犯生部長 殿

厚生省公衆衛生局精神犯生課長

優生保護法に関する疑義について (回答)

昭和37年11月9日 37保子才 2697号で照会された標記
の件について、次のとおり回答する。

記

省団の

は優生保護法第4条別表に
掲げる疾患には該当しないものと解する。

②-52

但発中ノ776号

昭和27年12月8日

岐阜県知事 殿

厚生省公衆衛生局長

優生保護法による優生手術について
(回答)

昭和37年10月31日ヲ公サ787号で照会された標記
の件について、次のとおり回答する。

記

優生保護法(以下「法」という。)第6条第1項の再審査を申
請できる期間(2週間)を経過すれば法第5条第1項の決定
は確定し、再審査の申請をすることはできないものであるか
ら本件については極力実施の指導に努められたい。

なお、手術を行なう時期については、特別の定めはないが、
法の目的を達成するためには、法第5条第1項の決定が確定
した後できるだけ速かに実施することが望ましい。また、こ
の場合における強制の方法等については、昭和28年6月12
日厚生省発中150号厚生事務次官通達「優生保護法の施行
について」の記第1の三の4によられたい。

おつて、別紙法制意見を送付するから参考とされたい。

別紙

強制優生手術実施の手段について

(昭和24年10月11日法務部法律第一局長令第24号)
(厚生省公署犯罪部長より法制部見方一局長回答)

要旨一優生保護法第10条の規定による強制優生手術は、本人の意志に反しても、これを実施することができる。この場合身体の拘束、麻酔薬施用等の手段を用いることは、真に止むを得ない事情のある場合に限り且つ必要の最小限度に止めなければならない。

1 問題

(1) 優生保護法第10条の規定により強制優生手術を行なうに当つて、手術を受ける者がこれを拒否した場合においても、その意志に反して、あくまで手術を強行することができるか。

(2) 右の場合、強制の方法として、身体拘束、麻酔薬施用又は軟固着の手段により事実上拒否不能の状態を作ることで許されるか。

2 意見

(1) 優生保護法は、優生手術を行ない得べき場合と二種に分ち、一方においては、手術を受けざる者並びにその配偶者の同意を要するもの、すなわち任意の優生手術を行な

○
と、いうことはできない。(憲法第三十二条、第三十三条参照)。その手術の実施に際する同意に敬すれば、医師の申請により、優生手術を行なうことが適当である旨の都道府県優生保護審査会の決定がなければ、これを行なうことはできない(第九条)。しかも、この決定に異議があるときは、中央優生保護審査会に対して、その再審査を申請することができ(第十条)ばかりでなく、その再審査に基づく決定に対しては、さらに訴を提起し判決を求めることもできるようになつてゐる(第九条)のであつて、その手続はきつめて慎重であり、人権の保障について法は十分の配慮をしてゐるといふべきである。従つて、かような手続を経て、なお、優生手術を行なうことが適当であると認められた者に対して、この手術を行なうことは、真に公益上必要のあるものといふべく、加うるに、優生手術は一般に方法容易であり格別危険を伴うものではないのであるから、前示のような方法により、手術を受ける者の意志に反してこれを実施すること、なんら憲法の保障を要するもの、といふことはできない。

○
い得べき場合を認め(第三十三条)、他方においては、なんらこの種の同意を要件としなかつ、すなわち強制優生手術を行ない得べき場合を認めてゐるが(第四十四条)後者の場合には手術を受ける本人の同意を要件として、ないことから見れば、当然に本人の意志に反しても、手術を行なうことができるものと解しなければならぬ。従つて、本人が手術を受けることを拒否した場合においても、手術を強行することができるものと解しなければならぬ。

(2) 右の場合に許される強制の方法は、手術の実施に際し必要最小限度であるべきは、いふまでもないことであるから、なるべく有形力の行使は慎むべきであつて、それとれ具体的場合に於て、真に必要やむを得ない限度において身体の拘束、麻酔等施用又は散閉等の手段を用いることも許される場合があるものと解すべきである。

(3) 以上の解釈が基本的人権の制限を伴うものであることは、いふまでもないが、そもそも優生保護法自体に「優生上の見地から不れたる子孫の出生を防止する」といふ公益上の目的が掲げられてゐる(第一条)上に、強制優生手術を行なうには、医師によつて「公益上必要である」と認められることを前提とするものである(第四十四条)から決して憲法の精神に背くものである

但巻オ1.0769の2
昭和37年12月8日

各都道府県知事殿

厚生省公衆衛生局長

優生保護法による優生手術について
摺記にフゝ、別紙オ1の岐阜県からの照会に対し、別紙
オ2のとおり回答したから所了知ありたい。

別紙ナノ

37公ナ787号

昭和37年10月31日

厚生省公衆衛生局長殿

岐阜県知事松野幸恭

優生保護法による優生手術について(照会)
優生保護法ナ々条の規定により優生手術の申請があつたので岐阜優生保護審査会において手術を行なうことが適当と決定しナ々条の2により通知したことが異議申立もなく二週間を経過したので

したので

中央優生保護審査会に対し再審査を申請する期間を経過したが、この場合どのような取り扱ふべきか。なお、優生手術を行なうことが適当と決定された場合には、いつまでに手術を実施しなければならぬか。又強制的に手術を行なうとすれば法的にはどうか併せて御教示願いたす。

記

別紙ナニ

但発中1.076号

昭和37年12月8日

岐阜県知事 殿

厚生省公衆衛生局長

優生保護法による優生手術について
(回答)

昭和37年10月31日37公サ787号で照会された標記の件について、次のとおり回答する。

記

優生保護法(以下「法」という。)第6条第1項の再審査を申請できる期間(2週間)を経過すれば法第5条第1項の決定は確定し、再審査の申請をすることはできないものであるから本件については極力実施の指導に努められたい。

なお、手術を行なう時期については、特別の定めはないが法の目的を達成するためには、法第5条第1項の決定が確定した後できるだけ速かに実施することが望ましい。また、この場合における強制の方法等については、昭和28年6月12日厚生省発犯サ150号厚生事務次官通達「優生保護法の施行について」の記サ一の三のイによりられたい。

おつて、別紙法判意見を送付するから参考とされたい。

強制優生手術実施の手段について

(昭和24年10月11日法務府法第一号第62号)
(厚生省公費犯生局長より法務省長へ局長回答)

要旨一優生保護法第10条の規定による強制優生手術は、本人の意志に反しても、これを実施することができる。この場合身体の拘束、麻酔薬施用等の手段を用いることは、真に止むを得ない事情のある場合に限り且つ必要の最小限度に止めなければならない。

1 問題

(1) 優生保護法第10条の規定により強制優生手術を行なうに当って、手術を受ける者がこれを拒否した場合においても、その意志に反して、あくまで手術を強行することができるか。

(2) 右の場合、強制の方法として、身体拘束、麻酔薬施用又は軟固等の手段により事実上拒否不能の状態を作ることで許されるか。

2 意見

(1) 優生保護法は、優生手術を行な、得べき場合と二種に分ち、一方においては、手術を受ける者並びにその配偶者の同意も要するもの、すなわち任意の優生手術を行な

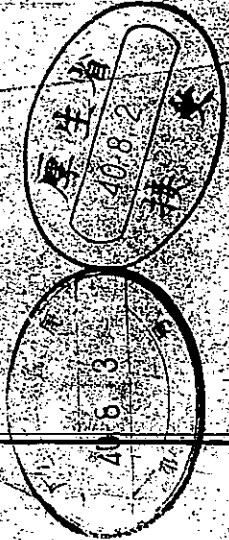
い得べき場合を認め(オ三条)、他者においては、なんらこの種の同意も要件としないもの、すなわち強制優生手術を行ない得べき場合を認め(オ四条)後者の場合には手術を受ける本人の同意も要件としていないことから見れば、当然に本人の意志に反しても、手術を行なうことがでできるものと解しなければならぬ。従つて、本人が手術を受けることを拒否した場合においても、手術を強行することがでできるものと解しなければならぬ。

(2) 右の場合に許される強制の方法は、手術の実施に際し必要最小限度であるべきはいうまでもないことであるから、なるべく有形力の行使は遠慮すべきであつて、それを見体的場合にない、真に必要やむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合があるものと解すべきである。

(3) 以上の解釈が基本的人権の制限に伴うものであることは、うまでもないが、そもそも優生保護法自体に「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という公益上の目的が掲げられて(オ一条)上に、強制優生手術を行なうには、医師により「公益上必要である」と認められることも前提とするものである(オ四条)から決して憲法に背くものである

といふことはできない(憲法オ二条、オ三条参照)。その手術の実施に関する規定に徴すれば、医師の申請により、優生手術を行なうことが適当である旨の都道府県優生保護審査会の決定がなければ、これを行なうことはできない(オ九条)。しかも、この決定に異議があるときは、中央優生保護審査会に対して、その再審査を申請することができ(オ六条)ばかりでなく、その再審査に基づく決定に対しては、さらに訴を提起し判決を求めるところもできるやうになつて(オ九条)であつて、その手続はきつめて慎重であり、人権の保障について法は十分の配慮をしてゐるといふべきである。従つて、かような手続を経て、なお、優生手術を行なうことが適当であると認められた者に対して、この手術を行なうことは、真に公益上必要のあるものといふべく、加うるに、優生手術は一般に方法容易であり格別危険を伴うものであるといふから、前示のような方法により、手術を受ける者の意志に反してこれを実施すること、なんら憲法の保障を要するものといふことはできない。

(第6号用紙)



厚生省公衆衛生局長 殿

医 第 19337 号
昭和40年7月23日



大 阪 府

優生保護法第4条の別表について（照会）
優生保護法第4条の別表について下記のとおり稟議を呈し
たので何分の回答をお願いします。

記

- 1 別表の病名以外に遺伝性が濃厚であり、かつ次の諸言を
考える場合当然入れるべきであると考えられる新しい疾患
例「変質性精神病」等の取りあつかいについて
- 2 顕著な遺伝性自体疾患であつて別表四に例示されてい
ない疾患（たとえば *Lamiepe-More-Bird-Basket*
症候群、*Phenyl Ketou* 尿症、*Martian* 症候群
および尿崩症などが最近医学研究の結果明らかになされてき

ているが、これらを対象疾患として扱つてよいかどうか、
そのさいどの範囲の疾患までを別表四の疾患とみなしたら
よいのか。

法第4条が第12条かの決定のため

- 3 遺伝歴調査が必要なおとが屢々生じており、その取扱
者につき調査を行なおうとしても調査権限およびそのうち
づけのない当該吏員が処理にあたざるをえず、非常に繁
雑遂行上は支障を来たしてはいるが、これに如何に処理す
きなのか。

第二編 優生保護法 第二章 通知 第二二条

第二 優生手術に関する事項

三 法第十二条及び法第十三条の改正は、従来、選任性でない精神病又は精神薄弱にかかっている者については、任意審査のいずれによつても優生手術を行うことができなかったため、これらの者の同意が十分でないからみであつたので、審査を要件として優生手術を行うことができることとしたものであること。

なお、都道府県優生保護審査会の審査を要件としたのは、これらのものの多くは意思能力に欠けるところがあるため、保護義務者の同意だけでは、不当に優生手術が行われるおそれがあることも考えられるので、かかるべき者を防止しようという趣旨によるものであること。

質疑 疑

○精神衛生法の運用上の疑義について

昭和四十四年八月三日 厚生省令第百三十七号
 都道府県優生保護審査会(同)委員 厚生省公衆衛生局精神衛生部
 局長通知

〔優生保護関係〕

〔優生手術〕

問 十二条の優生手術が「適」とされた場合、実施の期限はいつか。又いつまで有効か。

答 実施時期、期限等については明確に定めてないが、事柄の重要性からして、なるべく早く実施した方が好ましいものと解する。

〔保護義務者〕

問 十二条に「精神衛生法第二十條又は第二十一條の保護義務者の同意」とあるが、これは保護義務者の範囲のみをいつたもので順位は医師の判断にまかされたと解せられ不都合でないか。

答 設問では保護義務者の範囲のみと解せられているようであるが、精神衛生法第二十條第二項には順位をも定めてある。

第十三条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、本人が同条に規定する精神病又は精神薄弱に罹っているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び前条の同意者に通知する。

2 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があつたときは、優生手術を行うことができる。

本条…追加(昭和二十七年五月法律一四一號)

【参照条文】 届出「本法二五、通知「本法二六、実施の秘密保持「本法二七

省 令

〔精神病者等に対する優生手術の決定及び通知〕

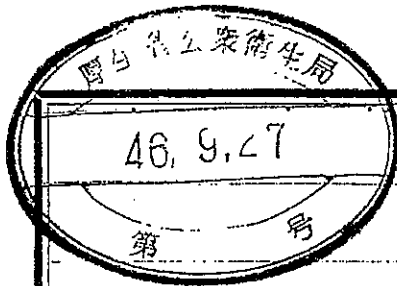
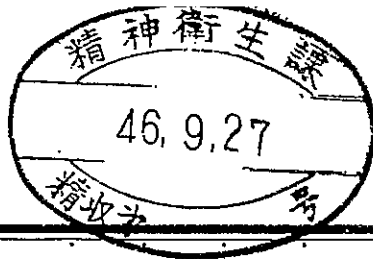
第七条 法第十三条第一項の規定による決定は、申請を受理した日から三十日以内にしなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第三号(白)による決定通知書によらなければならない。

二項…一部改正(昭和三十一年一月法律四七号、五十七年八月三九号)

別記様式第三号(白) (第七条関係)

優生手術適否決定通知書	
優生手術を受けるべき者の住所、氏名、年齢及び性別	
右の者については、優生保護法第十三条第一項の規定により審査の結果次のとおり決定したので通知する。 年 月 日	
都道府県優生保護審査会 印	



優審才 〃 号
昭和46年9月21日



厚生大臣 斎藤

岐阜県優生保護審査会
会長 安藤



精神病患者等に対する優生保護
審査の対象について (質疑)

みだしのことについて、下記のとおり疑義
を生じたので貴職のご見解をおうかがいし
ます。

記

- ① 非定型精神病は精神病として審査の対象
となるか。
- ② 他県等にこれに類似した事項等がありました
らご回報されたい。

衛 精 第 53 号

昭和46年12月28日

岐阜県優生保護審査会会長殿

厚生省公衆衛生局精神衛生課長

精神病患者等に対する優生保護審査の対象
について(回答)

昭和46年10月21日優審第5号をもって照会のあった標

記の件について、次のとおり回答する。

1 優生保護法(以下「法」という。)第4条の規定による

審査の請求は、対象者が法別表各号に掲げる疾患に

罹っていることを要件とするものであるから、当該精

神病が法別表第1号に掲げる疾患のいずれにも該

当しない場合は、非定型精神病と診断された場合
も含め審査の請求はできないものである。

2 法第12条の規定による審査の請求は、対象者が
法別表第1号又は第2号に掲げる遺伝性のもの以外
の精神病又は精神薄弱に罹っていることのみを要件
とするものであり、当該精神病が定型精神病である
か、非定型精神病であるかは問わないところである。

1 「変質性精神病」は、精神分裂病又は

そううつ病に該当する場合もあるが、それ

以外には必ずしも学理的に究明されて

(優生保護法(以下「法」といふ。))

いないので、現在のところは、法別表に

加えることは考えられない。

2 照会にかかる疾患は、法別表第4号

に掲げる遺伝性身体疾患のいずれにも該

法第4条のノ

当しないので、優生手続の対象となる疾患

として取り扱うことはできない。

3 法律上、遺伝歴に関する調査権限は与

えられてい^るので、調査は関係者と^の合意が

成^り立^てた範囲内で行^うより^はか^すた^い。

なお、事実の把握のためには、^は法第8条の大^体

定^まに^も~~は~~~~同条に規定あり~~関係者の意見の陳述

（^あい^せて）

を利用することも^考え^られ^るべきである。

Laurence-Moon-Biedl Bardet 症候群
肥満性、色素性、不妊、色素性網膜症、
指趾過短症、性腺の肥小、骨格異常の多発の
が特徴的。

Phenyl keton 症候群
- 食物の制限で phenylpyruvic oligophrenia と
診断される病態がある。

(नि. ५५) नि. ५५ नि. ५५

2-15 1000

[illegible]

わが党が選挙の審査を要件とする優生手術の対象となる

二は更に「遺」公府の「優生」を「新」うゝに於て「養育」し、

$$x_1 + x_2 + x_3 = 1$$

九二. 2012年10月10日 星期一 10:10 10:10

(分)

記

設例の人は、12月31日以前に申請対象となる者であ
るが、審査を要件とする優生手術の適否の決定は
専ら優生保護審査会の判断に委ねられているところであ
る。家族人は、この重要な判断資料の1つとしての意
味をもつものがある。

優生以外の精神病には梅毒性精神障害、中毒性精神

精神は弱く、妊娠中も吐き物の多い中、乳

幼少期におけ、熱病による精神衰弱等がある。

名 酒の射殺 水 馬 又は水二馬 にかかづ 林 葉 にかかると

者に對しては、醫師は、保護義務を同意する

[illegible]

省 生 厚

臺灣之事件と、臺灣學術の對象とを述べた。註、表の別表

[illegible]

$\frac{d}{dt} \left(\frac{1}{\sqrt{1-v^2/c^2}} \right) = \frac{v}{c^2} \frac{dv}{dt}$

[illegible]

$\frac{1}{\sqrt{2}} \begin{pmatrix} 1 & i \\ -1 & i \end{pmatrix}$

18. 100 ml / 200 ml

家系一に因り、量位性一、取扱てよ、
ら、量位性以外の、精や、病又は、瘡や、薄弱は、
場合であるが、

下の二に、一、市教示、第二、を、お預、します。